

平成 28 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 28 年 5 月 20 日（金曜日）

○日時 平成28年 5 月20日 午前10時20分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成28年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第 2 号 一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その 1 請負契約の締結について
3. 議案第 3 号 一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その 2 請負契約の締結について
4. 議案第 4 号 網走市公共下水道 スラッジセンター脱水設備更新工事（機械）請負契約の締結について
5. 報告第 2 号 平成28年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
6. 報告第 3 号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
7. 報告第 4 号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
8. 報告第 5 号 網走市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

9. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	山 田 庫 司 郎
-----	-----------

○傍聴議員（4名）

金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 都 宣 裕

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
建 設 部 長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
総 務 課 長	岩 尾 弘 敏
税 務 課 長	野 呂 俊 広
都 市 開 発 課	立 花 学
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	永 倉 一 之
主 査	小 林 久 一

午前10時20分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の議件は、議案 4 件と報告 4 件についてでございます。

それでは早速、議案第 1 号平成28年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、道路と河川災害復旧費について説明を求めます。

○立花学都市開発課長 議案資料 2 ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路等災害復旧費補正予算補助道路河川災害復旧事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、昨年の10月に発生しました大雨によりまして、道路にかかわる

災害復旧事業を実施するに当たり、労務費及び諸経費が増額となったことから、国庫負担金の増額に伴い追加補正するものでございます。

補正する工事費は道路復旧費300万円を補正するものであります。

補正額であります。歳出予算の補正額が300万円、財源内訳は国庫負担金240万円、市債60万円でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 今、御説明いただいたんですが、これは国の国庫負担金の増額に伴いというふうになってるんだけど、これは具体的にはどういった中身が増額にどのぐらいになったのか、その辺まず伺いたいと思います。

○立花学都市開発課長 今回、災害復旧工事として発注するに当たり昨年度、災害の査定審査を受けてございます。

当初の査定時におきまして、私たちが発注する労務費であるとか諸経費、それを平成27年度査定時の条件に合わせて、金額については設定をしておりました。

それが平成28年度になりまして、労務費諸経費につきまして増額になったということで、それに合わせて災害の申請としては、金額の見直しができるということになっておりますので、それに合わせて今回増額を図るということでございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りをいたします。

議案第1号平成28年度一般会計道路等災害復旧費補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第2号一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その1請負契約の締結についてと議案第3号一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その2請負契約の締結について一括の説明を求めます。

○立花学都市開発課長 議案資料4ページの資料2

号をごらんください。

一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その1請負契約の締結について御説明いたします。

1の契約の内容であります。一般廃棄物処理施設におきまして最終処分場の建設を行うもので、工事名、入札執行日、契約の方法は記載のとおりでございます。

契約金額は8億6,940万円。

契約の相手方は丸田・土屋・窪田特定建設工事共同企業体で、完了予定日は平成30年2月28日でございます。

2の工事の概要であります。資料5ページの記載のと通りの施工箇所におきまして、擁壁等流出防止設備工のほか記載のと通りの内容を施行するものでございます。

次に、議案資料6ページの資料3号をごらんください。

一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その2請負契約の締結について御説明いたします。

1の契約の内容でございます。一般廃棄物処理施設における最終処分場の建設を行うもので、工事名、入札執行日、契約の方法は記載のとおりでございます。

契約金額は5億6,376万円、契約の相手方は、早水・聖太特定建設工事共同企業体で、完了予定日は平成30年2月28日でございます。

2の工事の概要であります。資料7ページの記載のと通りの施工箇所におきまして、擁壁等流出防止設備工のほか記載のと通りの内容を施行するものでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 必要な事業だというふうに思います。

いずれも平成30年2月28日までということの工事ではありますが、合わせると14億円を超える金額になるということで、それはそれとして、冬期間の工事ということですが、ふた冬になりますか。

工事全体を進めていく上で、そういったものも多分加味した形での見積もりなどが当然なされているんだろうと思うんですが、その辺では、よほどのことがない限りは、この金額でいくというふうに、考えてよろしいのか、その辺伺いたいと思います。

○立花学都市開発課長 今、委員からお話があった

とおりですね、完了予定日につきましては平成30年2月28日ということで、ふた冬を工事の中では経過することになります。

冬期間の工事につきましては、今回の最終処分場の建設は土を使う工事がメインの工事となっておりますことから、冬期間の工事については工程的には組んでますけれども、工事としては、管理をしていくということで土をいじるであるとかシートを張るというような、工事については冬期間は考えておりません。

十分工期としても今回2年間という長い工期の中で施工していくということでございますので、完了予定日までに十分に完成できるということで、計画しているところでございます。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○井戸達也副委員長 2つの工事ということで、金額がそれぞれですね、若干違いがある中で工事を進めていくと。

工事概要の中で、その2の方がですね、工事概要の項目が多いと、工事の面積も広いという中で、金額の差がこのような形であるというところを御説明いただきたいというふうに思います。

○立花学都市開発課長 今回の最終処分場建設工事につきましては2工区に工事を分けてございます。

今委員からお話のあるとおりですね、その1につきましては、その2に比べますと約3億円程度高いような形になりますが、工事の内容といたしましては、その1、その2ともに土を使った造成工事が大半を占める工事内容となっております、その1につきましては土を盛り立てる状況の工事の内容が、かなりウエートが大きい工事になっています。

今回の最終処分場建設工事をするに当たって土の再利用を図る上で、セメントをまぜた形の改良を行わなければならないということがございまして、その1についてはセメントの改良費がかなりウエートを占めているということから金額がその1については、大きくなっているというのが現状でございます。

○井戸達也副委員長 セメントを使う部分で金額が大幅にアップするという部分で理解いたしました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

議案第2号一般廃棄物処理施設最終処分場建設工

事その1請負契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

次に、議案第3項一般廃棄物処理施設最終処分場建設工事その2請負契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第4号網走市公共下水道スラッジセンター脱水設備更新工事（機械）請負契約の締結について、説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料8ページ、9ページの資料第4号をごらん願います。

下水道所管の議案第4号。

網走市公共下水道スラッジセンター脱水設備更新工事（機械）の請負契約につきまして、御説明いたします。

契約の内容でございますが、入札執行は平成28年5月11日に指名競争入札にて実施しており、落札業者の株式会社西原環境北海道支店と2億8,620万円で契約を行おうとするものでございます。

工事の完了予定日は、平成29年3月24日でございます。

次に、工事の概要でございますが、港町にありますスラッジセンターの汚泥処理における汚泥脱水設備の更新を行うものでございます。

主な設備機器については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

質疑ございますか、

○松浦敏司委員 更新ということですから、これまで使っていた設備の耐用年数はどれくらいで、それに対してどれくらいの年数使ったのか、その辺をまず伺いたいと思います。

○中村昭彦下水道課長 脱水機に関しては1988年に設置されておりまして、27年経過しております。

国土交通省の耐用年数としては15年となっております。

ほかの機器に関しても、古いものからいきますと、石炭灰移送コンベアについては2001年、15年経

過しております。

以上です。

○松浦敏司委員 そういう意味では耐用年数は基本的に脱水機については大幅に超えているということで、老朽化ということで理解をいたしますが、今回の新しく設置するこの機械については、耐用年数はどれくらいになるのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 脱水機は同じで、耐用年数は15年となっております。

以上です。

○松浦敏司委員 理解いたしました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

それではお諮りをいたします。

議案第4号網走市公共下水道スラッジセンター脱水設備更新工事（機械）請負契約の締結について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、5項目、報告第2号平成28年度一般会計諸支出金補正予算に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○岩尾弘敏総務課長 議案資料12ページ資料7号をごらん願います。

平成28年度一般会計諸支出金の補正予算専決処分につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成28年4月14日から発生している熊本県地震災害への義援金を支出するため追加補正することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容は被災された方々を支援するための人為災害に対する義援金です。

この義援金は熊本県の義援金配分委員会に取りまとめられ、被災地の各市町村を通じて被災者へ配分されるものです。

2の補正額につきましては、諸支出金に熊本地震災害義援金として新たに300万円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

なお、専決処分の日は4月21日でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 大変あの熊本地震、東日本大震災から5年たってまた起きたという点で、こういう義

援金は、結構なことだというふうに思います。

ただ、東日本大震災のときにも問題になったのは、赤十字を通しての関係でなかなか現地に十分うまく配分がいくというところがあったんですが、今回の場合は余りそういう報道もなされていないので順調にいつているのかなと思うんですが、その辺はどんなふうに認識しているのでしょうか。

○岩尾弘敏総務課長 この義援金熊本県と日本赤十字社共同募金合わせた義援金は、配分委員会で取りまとめられるんですが、第1回は5月2日に配分委員会が開かれまして第1回については、各市町村の方へ配分がされたというふうにお聞きしております。

○川田昌弘副市長 今回、今委員おっしゃったとおり、前回の東日本大震災の配分金は、いろいろ時間がかかるといった情報もありましたので、今回の義援金につきましては、熊本県に支出して、熊本県で速やかに配分をしていただくようなことで今回は日本赤十字社ではなくて、熊本県に送金をしたところでございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

それでは報告第2号平成28年度一般会計諸支出金補正予算に係る専決処分の報告について報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、説明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料13ページ、資料8号をごらんいただきたいと思います。

報告第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は地方税法等の一部改正に伴う条文の整理について。

2点目は、行政不服審査法の改正に伴い、市税条例の関係部分について文言の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、4の施行期日等に記載のとおりでございます。

また新旧対照表につきましては、14ページから22ページに記載のとおりでございます。

ただいま御説明申し上げました条例改正につきましては、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けをもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げます、御承認をお願いするものでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか、

○松浦敏司委員 今回の地方税法等の一部を改正する法律が変わったと、これに基づいて条例を改正するというのですが、これによって、どんなものが大きく変わるのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 市税条例の改正につきましては、今回大きく3点ございます。

1点目は、行政不服審査法の改正に伴って文言の改正を行うもの。

それと2点目は固定資産税の非課税の適用を受ける者が地方税法において改正になったことに伴い、市税条例の非課税の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定中、項番号を整理するものでございます。

3点目は紙巻たばこ旧3級品の特例税率が段階的に廃止されますが、この期間中の申告に係る様式について条文の整理を行うものでございまして、2点目の固定資産の非課税の適用を受ける者が地方税法で改正なりましたが、網走市においては該当する建造物等ありませんので、影響はないというふうに考えてございます。

以上です。

○松浦敏司委員 たばこという点では嗜好品ですから非常に喫煙のしている方には、高い税金を納めていただいていると思いますが、いわゆるあの比較的に金額の安いたばこについて今回、変わるということだったというふうに認識してるんですが、その辺ちょっと詳しくお知らせください。

○野呂俊広税務課長 紙巻たばこの旧3級品、これ平成27年度に段階的に特例ですが廃止されるともう既に決まっていることなのですけれども、銘柄的には、エコー、わかば、しんせい、ゴールドンバット、バイオレット、うるまの6品目が今回このこれに該当する旧3級品となってございます。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りをいたします。

報告第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定にかかる専決処分の報告について、報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料23ページ資料9号をごらんいただきたいと思います。

報告第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い、当該条例の関係部分についての所要の改正を行うものでございまして、内容につきましては引用条文の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また新旧対照表につきましては、24ページから27ページに記載のとおりでございます。

本条例の改正につきましても、平成28年3月31日付けをもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 これも地方税法等の一部を改正する法律の関係から来ているんだと思うんですが、この都市計画税に関する引用条文の整備等というふうになっていますけれども、これによる本市における影響というのはどんなふうになるのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 今回この地方税法の改正によって特定の固定資産に対する課税標準の特例の項目に追加変更があったということなんですけれども、それに伴って市税条例の納税義務者等に関する規定中、項番号の整理を行ったものでございます。

具体的に大都市における宅地用開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特例措置法が削除。

それから景観法に定める景観重要建造物。

それから国立研究開発法人量子科学技術研究開発

機構が設置するという建造物を追加されたことによって、項番号の整理を行うものでございますが、これも網走市において該当する建造物はございませんので、影響はございません。

以上です。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

報告第4号、網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第5号網走市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、説明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料28ページ、資料10号をごらんいただきたいと思います。

報告第5号網走市固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが地方税法等の改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございまして、内容につきましては条文の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては平成28年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、29ページに記載のとおりでございます。

本条例の改正につきましても、平成28年3月31日付けをもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 地方税法等の法律の改正による変更とのことですが、具体的にこれにより、どのように変わるのか、あるいは市民に対する影響という点では、どんなふうになるのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 地方税法の改正なんです、主にこれは行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

これによりまして、従前の審査の申し出という記述がなくなったことに伴って、市税条例の条文の整理を行うものでございまして、特段今までと変わりはないと考えてございます。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

それではお諮りをいたします。

報告第5号網走市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 9番のその他でございますが、私のほうからですね。昨日5月16日から5月19日までの委員会の視察を終えておりますので、前回の委員会の中で決定したレポートの提出等について、再度確認をさせていただきたいと思います。

6月2日までの期日で、レポートを提出することになっておりますので。ちょっと期日が忙しいですが、6月議会前にレポートを提出し、6月議会前の委員会の中で報告を行うという形をとりたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

他に委員の皆さん、理事者の皆さんからございますか。

○松浦敏司委員 先ほど専決処分報告ということで公用車による物損事故等、これがいつも一定程度あるんですが、今回非常に件数が多いという点で、それぞれの原因があると思うんですが、ちょっと件数が多過ぎるなというふうに感じているんですが、その辺、御説明いただきたいと思います。

○川田昌弘副市長 今回、委員のおっしゃるとおり件数も金額的にも多いということで、特に今回は除排雪に伴う事故。

事故といいましても重機のオペレーションのミスというのか。

街路灯であつたり、バス停であつたりということでもその操作ミスなんですが、ほとんどその直営でやっている部分と、臨時職員、冬期間だけの臨時職員を雇用した形でやっている中で、原因については確認を十分してないということに尽きるのですが、なかなか、その熟練者がいなくなってちょうどオペレーションする方が交代をしてくれているという現状も確かにあります。

そうはいつでも、その一つの大きな機械を操作す

るわけですから、現場にはくれぐれも注意するよう
にという周知はしているんですが、今回に限って言
えば、件数的には例年より多い形になってしまいま
した。

十分、その職員に対して指導をしているんです
が、今後も引き続き、きちっとした指導をしていき
たいというふうに思っております。

申し訳ございません。

○松浦敏司委員 除雪ですからなかなかね、見えな
いところも除雪するわけですから、そこに障害物が
あるかどうかという、なかなかそれはベテランにな
れば一定程度予測をつけながらやるんですが、そう
いう点では後継者といいますかね、熟練者を今後も
養成していかなければならないという中で、たまた
ま今回はいつもより相当多いという点で、今後もし
っかりと注意を勧告して行ってほしいということ
であります。

以上です。

○渡部眞美委員長 はい。暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

その他でございますが、ほかにあります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

なければ以上で本日の総務経済委員会を終了いた
します。

午前10時52分閉会